

宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1 県は、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金。以下「基盤強化資金」という。）を借り受けて経営規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする農業者（以下「農業者」という。）に対し、市町村を実施主体として基盤強化資金利子助成金（以下「利子助成金」という。）を交付し、当該農業者の金利負担の軽減と経営の安定を図るため、市町村が農業者に対し、利子助成金を交付した場合、当該市町村に対し、予算の範囲内において基盤強化資金利子助成事業費補助金（以下「利子助成事業費補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子助成金の交付対象資金及び交付対象者)

第2 利子助成金の交付対象となる資金（以下「交付対象資金」という。）は、基盤強化資金とする。

2 利子助成金の交付対象者は、交付対象資金を借り受けた農業者で、かつ市町村長の承認を受けた者とする。

(利子助成金の交付対象貸付限度額及び交付対象期間)

第3 利子助成金の交付対象貸付限度額は、個人1億5千万円、法人5億円とする。

2 利子助成金の交付対象期間は、交付対象資金の利子の支払に係る期間とする。ただし平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付実行された交付対象資金については、貸付当初5年間とする。また、各年度の交付対象期間については次のとおりとする。

(1) 初年度については、貸付実行日から当該年度の12月31日までに設定された払込期日（年2回以上の払込期日が設定されている場合には、12月31日の直近の払込期日。以下同じ。）までとする。

(2) 次年度以降については、前年度の12月31日までに設定された払込期日の翌日（ただし、次年度については、前年度の交付対象期間内に払込期日が設定されなかった場合には、貸付実行日とする。）から当年度の12月31日までに設定された払込期日までとする。

(利子助成事業費補助金の交付対象経費等)

第4 利子助成事業費補助金の交付対象となる経費は、市町村が農業者に交付する利子助成金とする。ただし、平成23年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付実行された交付対象資金については、農業経営基盤強化資金実施要綱第4の(2)に基づく利子助成金の対象となった借入に対して、市町村が農業者に交付する利子助成金とする。

2 平成24年3月31日までに貸付実行された交付対象資金に係る毎年度の利子助成事業費補助金の額は以下の方法により算出した額とする。

(1) 次の算式により、交付対象者ごとに、払込期日ごとの利子助成事業費補助金の額を算出(円未満は切り捨てる)し、それらの合計とする。

$$\text{利子助成事業費補助金} = \frac{\text{残元金} \times \text{利子助成率} \times \text{計算期間}}{365}$$

365

(2) 前号に規定する利子助成率は、農業経営基盤強化資金実施要綱第4の(2)に基づく利子助成金を受ける場合、その額に相当する利子助成率を株式会社日本政策金融公庫の貸付利率から差し引いた後の貸付金利を0%に引き下げるのに必要な利下げ幅の2分の1以内に相当する利子助成率とする。ただし、貸付決定日から貸付実行日までの期間に対応する利子助成率が複数ある場合は、貸付決定日又は貸付実行日のうち農業経営基盤強化資金実施要綱に定める貸付利率(以下「貸付利率」という。)が低い時点における利子助成率とする。

(3) 第1号に規定する計算期間は、貸付実行日から第1回払込期日まで、又は前回払込期日の翌日から今回払込期日までとする。

なお、払込期日が年1回の場合には、次年度以降の計算期間はうるう年の場合にあっても、365日とする。

3 平成24年4月1日以降に貸付実行される基盤強化資金は利子助成事業費補助金の交付対象としない。

4 県は、交付対象資金について利子助成事業費補助金に係る所要の予算措置を行うものとする。

(利子助成事業費補助金の交付申請及び実績報告)

第5 市町村長は、利子助成事業費補助金の交付を受けようとするときは、利子助成事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、利子助成事業実績報告書(別記様式第2号)及びその他事業の実績の内容を記載した書類を添えて、所管の所長を経由の上、知事に提出するものとする。

2 前項に定める補助金交付申請書及び事業実績報告書等の提出部数は2部とする。

(利子助成事業費補助金の交付方法)

第6 利子助成事業費補助金は、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。

(事業の推進)

第7 県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、株式会社日本政策金融公庫との密接な連携の下に、市町村及び関係機関・団体を指導するものとする。

2 市町村は、利子助成金の交付を円滑かつ効果的に推進するため、農業協同組合等の金融機関及び他の関係機関と密接な連携を図りながら、利子助成金交付事業の普及推進に努め

るものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成6年10月12日から施行し、平成6年度予算に係る利子助成事業費補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、利子助成事業費補助金に係る予算が成立した場合に、当該利子助成事業費補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸付実行された利子助成事業費補助金に係る利子助成率は、改正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱第4第2項第2号①の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸付実行された利子助成事業費補助金に係る利子助成率は、改正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱第4第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸付実行された利子助成事業費補助金に係る利子助成率は、改

正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱第4第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に貸付実行された利子助成事業費補助金に係る利子助成率は、改正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱第4第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に貸付実行された利子助成事業費補助金に係る利子助成率は、改正後の宮城県農業経営基盤強化資金利子助成事業実施要綱第4第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。